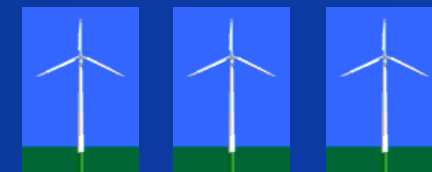


内閣府  
再生可能エネルギー等に関する規制等の  
総点検タスクフォース（第8回）



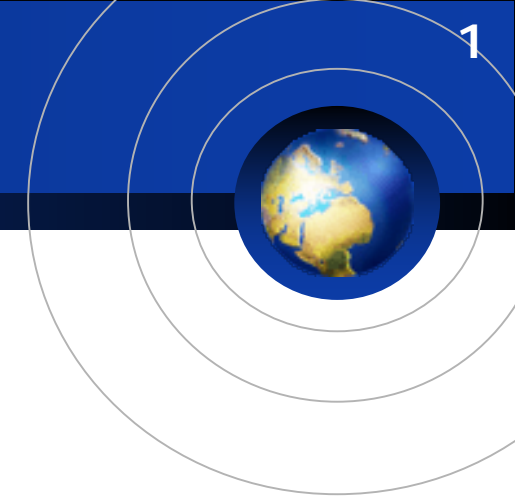
# 風力発電主力電源化の実現に向けた 自然公園法上の課題解決について



2021年4月27日

一般社団法人 日本風力発電協会

<http://jwpa.jp>



- I. 陸上風力発電のポテンシャル**
- II. 自然公園法上の課題について**
- III. 導入拡大のための要望事項**
- IV. おわりに**

**【ご参考】風力発電事業と自然公園との共存**

# I. 陸上風力発電のポテンシャル

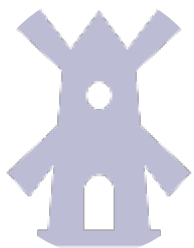


- 陸上風力の開発可能な面積は 47,915 km<sup>2</sup>（風速6.0m/s以上）
- 開発可能な面積のうち、**自然公園エリアは、8,093km<sup>2</sup>**  
（自然公園エリアのうち、自然公園と森林規制との重複エリアは、5,702km<sup>2</sup>）
- 単位面積あたりの設備容量を0.01GW/km<sup>2</sup>と仮定

風力発電用地	主な立地制約	導入容量（重複考慮後）	
農地	農地転用・農振除外	5.4 GW	(3.8 GW)
森林	林地（保安林等）	212.9 GW	(136.2 GW)
緑の回廊	緑の回廊	16.7 GW	(5.5 GW)
<b>自然公園</b>	<b>特別地域・普通地域</b>	<b>80.9 GW</b>	<b>(23.9 GW)</b>

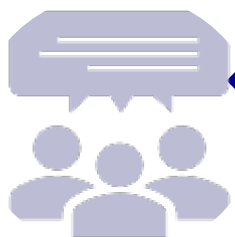
（出典：JWPA『コスト競争力強化TF報告書』（2019年1月）より抜粋・編集）

## Ⅱ. 自然公園法上の課題について



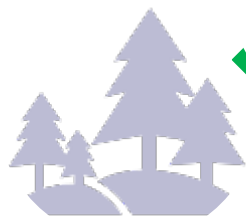
自然公園における風力発電事業適地

- 山稜線沿い、アクセス難度高



自然公園法/環境影響評価法上の規制

- 門前払い、不透明さ



自然公園及び近隣における権利関係

- 公図・林班図不整合、官民境界未確定

許可基準の緩和、運用改善等が重要！

# Ⅲ. 導入拡大のための要望事項(1/6)



## 自然公園（特別地域第2種及び特別地域第3種）について、行為規制に関する許可基準の緩和

- 自然公園（特別地域第2種及び第3種）についての、行為規制の許可基準を緩和していただきたい。
- 山稜線付近は風況がよく、風力適地であることが多いが、当該地域が自然公園（特別地域）である場合が多いところ、現行の工作物の新設にかかる許可基準（自然公園法第20条、同法施行規則第11条）では、開発を断念せざるを得ない。そこで、当該地域において風力発電事業を行うことができるように、かかる許可基準を緩和することをお願いしたい。
- 併せて、山稜線付近は、自然公園（特別地域）と保安林（国有林・民有林・県や行政管轄境界等）が重複指定されている場合も多く、当該地域において風力発電事業を導入するためには、森林法（林地開発、保安林作業許可・解除等）、国有林野関係法令手続に係る協議も伴うことから、複雑化・長期化の改善も必須である。

# Ⅲ. 導入拡大のための要望事項(2/6)



## 自然公園（普通地域）について、行為規制に関する届出制の運用の改善

- 自然公園（普通地域）についての、行為規制に関する届出制の運用を改善していただきたい。
- 風力発電適地が自然公園（普通地域）である場合、現行の工作物の新設については行為の種類、場所、施工方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を事前に届け出る必要がある（自然公園法第33条、同法施行規則第11条）ところ、実質的に、特別地域と同様の許可基準を充足することを要請される。そのため、特別地域と同様、開発を断念せざるを得ない。そこで、当該地域において風力発電事業を行うことができるように、かかる運用を改善することをお願いしたい。
- 併せて、森林においては、自然公園（普通地域）と保安林（国有林・民有林・県や行政管轄境界等）が重複指定されている場合も多く、当該地域において風力発電事業を導入するためには、森林法（林地開発、保安林作業許可・解除等）、国有林野関係法令手続に係る協議も伴うことから、複雑化・長期化の改善も必須である。

# Ⅲ. 導入拡大のための要望事項(3/6)



## 技術的ガイドラインの改定

- 環境省が2011年3月に制定し2013年3月に改定した「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」については、要望事項(1/6)の許可基準の緩和の如何を問わず、見直しを行い、再改定していただきたい。
- 本ガイドラインは、2012年10月の環境影響評価法施行令の改正に伴い、環境影響評価法で行う調査内容であって自然公園法に基づく風力発電施設の設置に係る審査の内容と重複する事項については見直しが行われたものの、「山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでない」の解釈及び運用において、事業者が風力発電事業を推進することを躊躇させることとなっているため、見直しを行っていただきたい。
- 見直しに際しては、同ガイドライン発行以後の検討結果(例えば、NEDO「既設風力発電施設等における環境影響実態把握結果」において、風力発電施設の見え方に対する知見や適切な評価指標が提案されたこと等)や新たな知見等を収集・分析すると共に、風力発電施設の開発計画の最近の動向等を踏まえた上で、同ガイドラインの検証を行い、実態に即していない内容については見直し・改定を行っていただきたい。
- 併せて、自然公園法施行規則第11条に規定する自然公園法の許可基準の細部解釈及び運用方法を定めた「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法」(平成22年4月1日付け環自国発第100401008号 環境省自然環境局長通知)の改廃もお願いしたい。

# Ⅲ. 導入拡大のための要望事項(4/6)



## 技術的ガイドラインの適用又は準用しないことの明確化

- 環境省は国立・国定公園地域外の立地については同ガイドラインに適合することを求めているところ、実態は異なる（同ガイドラインに適合することを求めている、若しくは国立・国定公園近傍での開発計画に難色を示している都道府県が存在する）ため、環境省におかれてはこの状態を放置せず、同ガイドライン発行者として実態を改善するよう適切に対処（例えば、国立・国定公園地域外には適用・準用しないことを環境省より地方自治体へ通知するなど明確化）していただきたい。
- 国立・国定公園地域外であり、都道府県立自然公園地域内での開発計画において、都道府県が同ガイドラインへの適用若しくは準用を理由に挙げ、環境アセスメント図書の送付を受付されなかった事例があるため、このような実態は改善していただきたい。



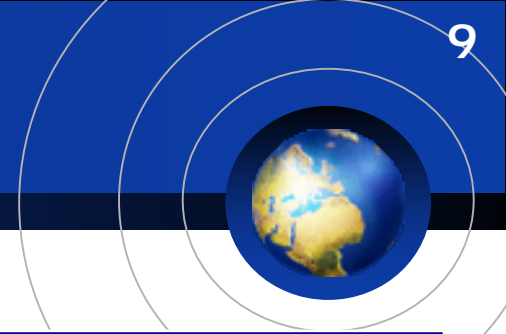
# Ⅲ. 導入拡大のための要望事項(5/6)



## 自然公園について、許可ないし届出手続きの窓口の一元管理化

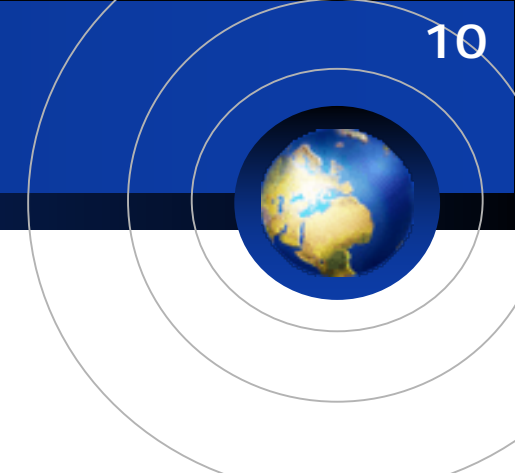
- 自然公園の許可ないし届出手続きにおける横断的な事務局・窓口等を設置していただきたい。
- 特に、山稜線付近（国有林・民有林・県や行政管轄境界等）への計画の増加が今後見込まれるところ、自然公園法（工作物新設の許可ないし届出）に加えて森林法（林地開発、保安林作業許可・解除等）上の手続きも必要となり、複雑化・長期化が想定される。これらの手続きに関わる管轄審査当局はそれぞれ異なっているため、例えば、合同協議・審査の枠組を構築していただくなど、審査側及び事業者側の双方にとっての負担軽減が図られるよう、運用改善をお願いしたい。
- また、これらに係る都道府県における相談・協議では、環境アセスメント手続と同時並行して扱ってもらえない場合や、配慮書の送付が受け付けられず事業推進の目途が立たないために事業者が検討を中断する場合もあるため、環境アセスメント手続が適切に、且つ円滑に進められるような運用をお願いしたい。

# Ⅲ. 導入拡大のための要望事項(6/6)

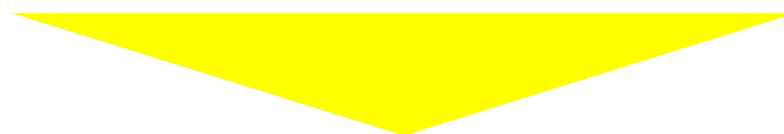


## 国及び都道府県の自然公園に関する情報のアップデート及び開示

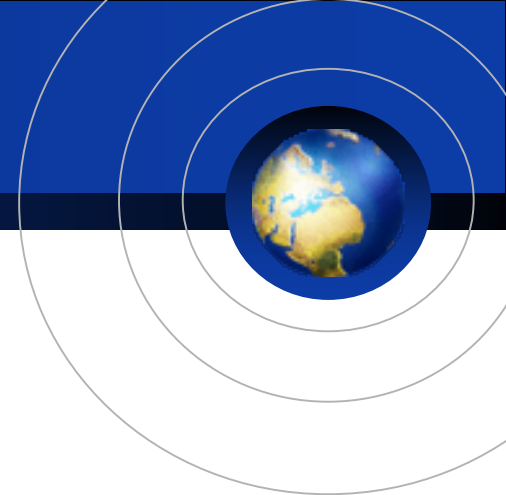
- 国及び都道府県の自然公園に関する情報のアップデート、及びより詳細な土地情報の開示を随時行っていただきたい。
- 国立公園ないし国定公園の指定に関する情報、及び特別地域、普通地域の指定に関する情報が精緻でない場所があり、風力発電事業の開発を検討する際、まず、当該地域にいかなる制限がかかるのかを確認することにつき、事業者において多くの労力を費やすこととなっている。また、環境省EADASでマップ化されている場所であったとしても、より詳細な土地情報の開示が管轄行政機関より行われない場合があることから、一筆ずつの照会をかける必要があり、確認に多くの時間を要する。また、一部払下げ等あり、民有地になっている場合には、その境界を確定するための正確な情報がない場合が多く、その場合、現地調査、測量等により判断する必要があり、更に時間と費用がかかることとなる。
- また、情報管理と合理化（行政負担減）の観点から、自然公園に関する情報の整理及び開示に際してはシステム化を志向することが望ましいと思料する。



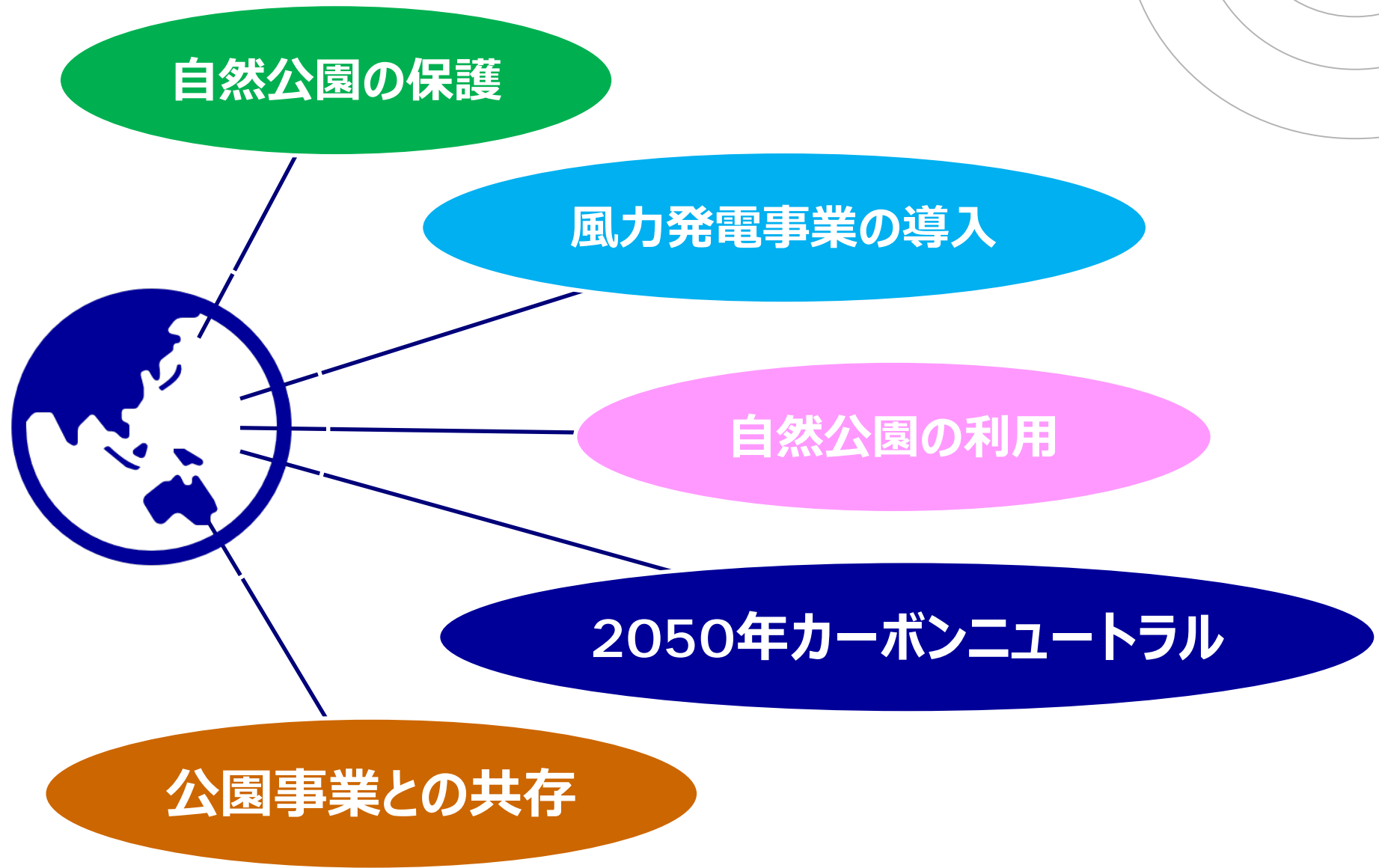
- 自然公園は、陸上風力発電の大きな導入ポテンシャルを有しています
- 自然公園と風力発電事業は、共存することができます



**風力発電主力電源化の実現のため、自然公園法上の  
規制緩和を是非、お願いいたします！**



# 【ご参考】



自然公園の保護

風力発電事業の導入

自然公園の利用

2050年カーボンニュートラル

公園事業との共存

# 自然公園における風力発電事業の導入事例



自然公園内においても  
風力発電事業が可能

■ 眺望点1

この眺望点からは、自然景観豊かな地域に競合すると判断する可能性がある



■ 眺望点3

塗装された高い煙突が背景にある。



風車の高さは99.9m、左の煙突は200m、右の煙突は150m

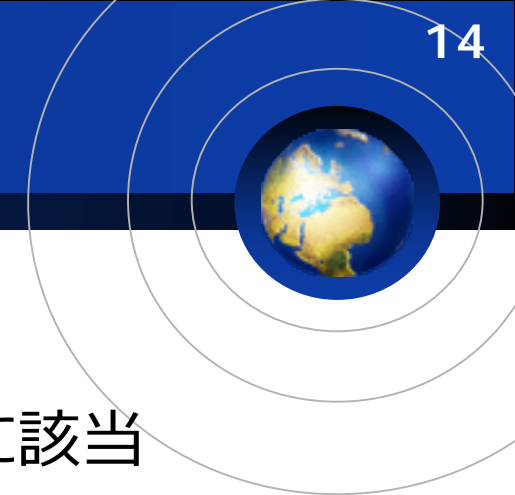
■ 眺望点2

この眺望点からは、他大型施設に隣接している。



(出典：JWPA『風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会』（2010年11月）より抜粋)

# 自然公園法と風力発電事業(1)

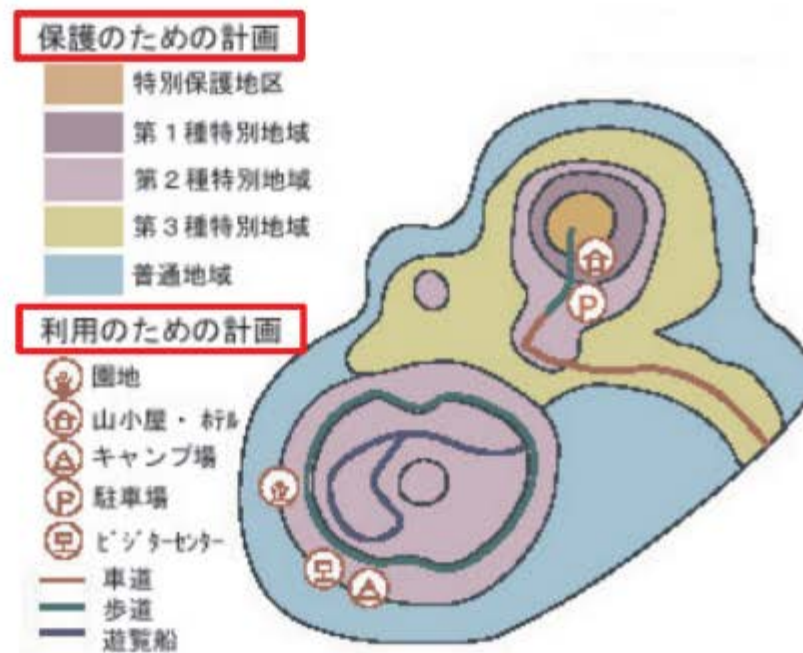
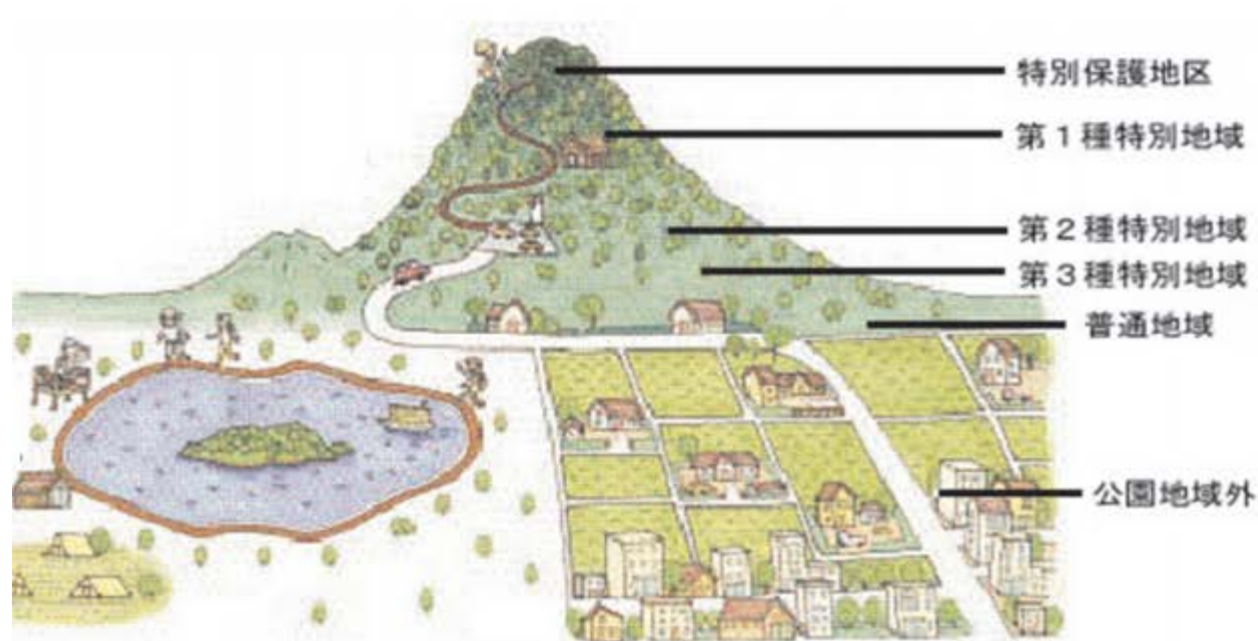


- 自然公園法上、風力発電施設の設置は「工作物の建築」に該当

<b>特別保護地区</b>	工作物の建築、木竹の伐採、土石の採取、土地形状の変更、広告物の設置等	—
<b>特別地域（第1種）</b>	工作物の建築、木竹の伐採、指定区域内での木竹の損傷、鉱物・土石の採取、広告物の設置、土石の集積、埋め立て・干拓、土地形状の変更等	<b>(許可制)</b>
<b>特別地域（第2種）</b>		<b>許可制</b>
<b>特別地域（第3種）</b>		<b>許可制</b>
<b>海域公園地区</b>	工作物の建築、土石の採取、海底形状の変更、広告物の設置、指定動植物の採取等	<b>許可制</b>
<b>普通地域</b>	基準を超える規模の工作物の建築、土石の採取、土地の形状の変更等	<b>届出制</b>

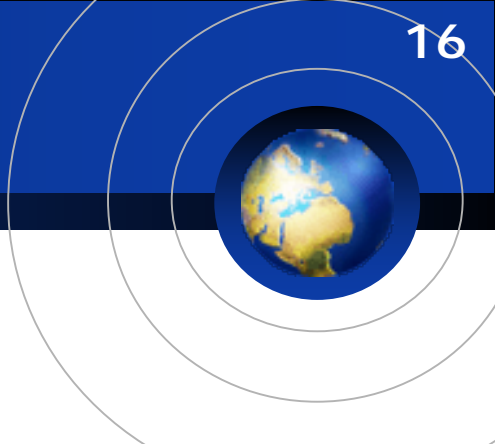
# 自然公園法と風力発電事業(2)

- 自然公園における風力発電事業
  - 風況のよい山稜線などは、特別地域であることが多い
  - 特別地域における発電設備の建設は、許可制となっている

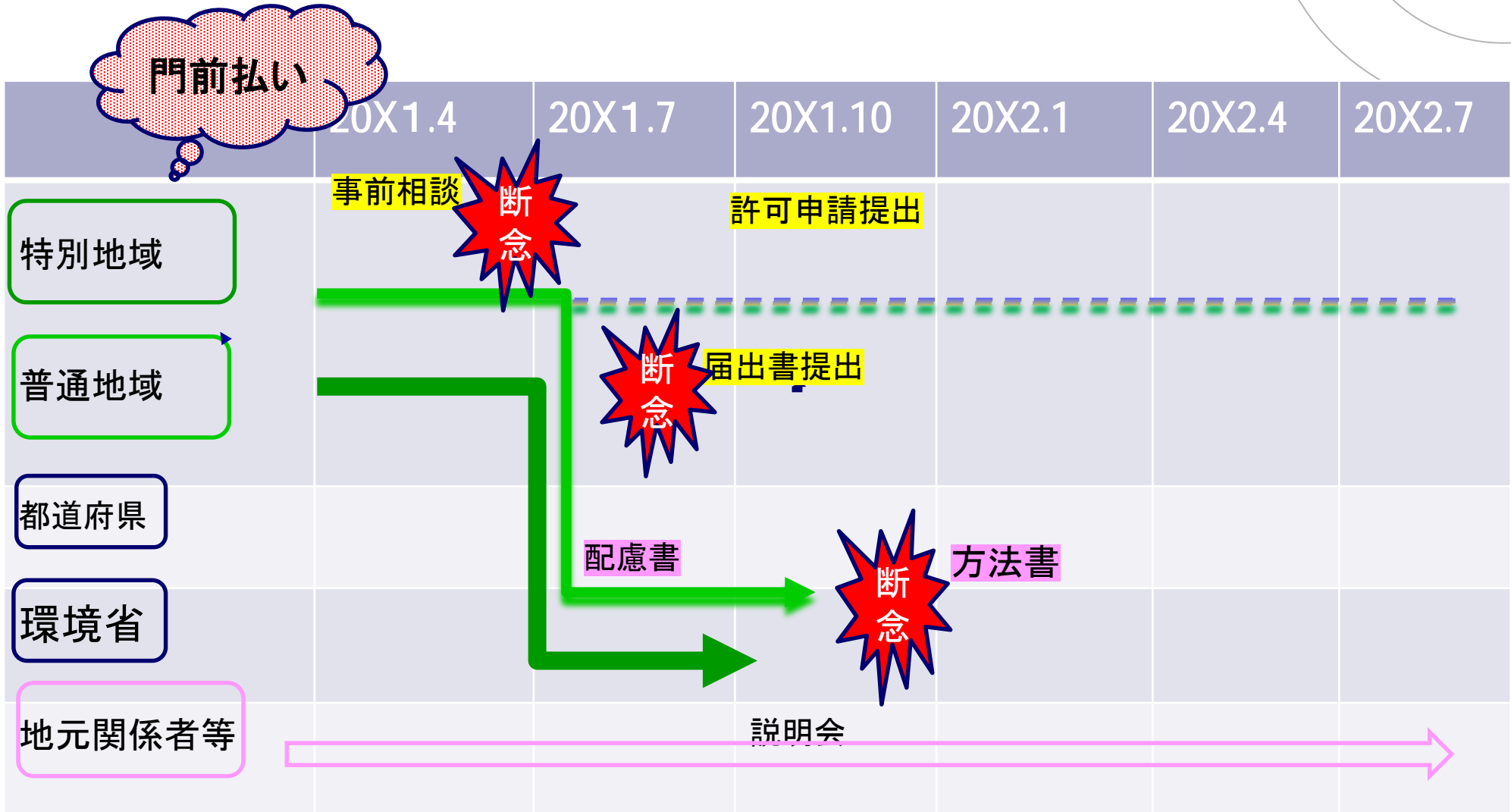


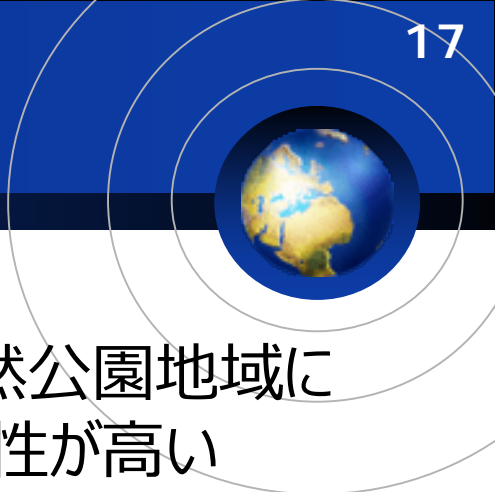
(出典：「自然公園法の概要」環境省HPより引用)





# 自然公園における開発の早期断念シナリオ





# 保安林における手続きの長期化シナリオ

- 自然公園地域と保安林エリアは重複することが多いため、自然公園地域における許可等が保安林の手続きに伴い長期間を要する可能性が高い

